

市税等の猶予の申請の手引き

那須塩原市

市税等の猶予制度について

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税及び延滞金等の徴収金（以下「市税等」といいます。）を一時的に納付することが困難な理由がある場合には、納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」といいます。）から市に申請することにより、差押えの猶予などが認められる場合があります。

○徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付することができないと認められるときや、法定納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められるときに、申請に基づいて1年以内の期間に限り、徴収が猶予される制度です。

○換価の猶予

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときに、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が、1年以内の期間に限り猶予される制度です。

猶予の効果について

○徴収猶予の効果

- 1 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分を受けません。
- 2 既に差押えを受けている財産があるときには、市に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- 3 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

○換価の猶予の効果

- 1 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- 2 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- 3 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

猶予を受けるための要件について

○徴収猶予の要件

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者等の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があり、原則としてその事実を証する書類の提出があること
 - ㊦ 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
 - ㊧ 納税者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
 - ㊨ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
 - ㊩ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
 - ㊪ 納税者に前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者等がその納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

2 市税等の法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき額が確定した市税等があること
- ② 納税者等が①の市税等を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の市税等の納期限までに「徴収猶予申請書」が市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

○換価の猶予の要件

次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 市税等の納付について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税等以外の市税等に滞納がないこと
- ④ 納付すべき徴収金の納期限から6月以内に「換価の猶予申請書」が市に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

申請のための書類について

猶予の申請をする場合は、次の書類を市に提出してください。

○徴収猶予の審査のために必要となる書類

1 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」
- ③ 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類
- ④ 担保の提供に関する書類

2 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産目録」
- ③ 「収支の明細書」
- ④ 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類
- ⑤ 担保の提供に関する書類

○換価の猶予の審査のために必要となる書類

1 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合

- ① 「換価の猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」
- ③ 担保の提供に関する書類

2 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合

- ① 「換価の猶予申請書」
- ② 「財産目録」
- ③ 「収支の明細書」
- ④ 担保の提供に関する書類

申請の期限について

○徴収猶予の申請の期限

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請の期限

申請の期限なし

※納期限の前後を問わず、申請することができます。

2 市税等の法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合の徴収猶予の申請の期限

法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき額が確定した市税等の納期限まで

※やむを得ない理由があると認められる場合を除きます。

○換価の猶予の申請の期限

納付すべき徴収金の納期限から6か月以内

猶予期間について

○徴収猶予の猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、申請書が提出された日から1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、市長は、猶予をする金額について、申請者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができます。

○換価の猶予の猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、申請書が提出された日から1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

担保の提供について

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

1 担保の種類

- ① 国債及び地方債
- ② 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- ③ 土地
- ④ 建物、立木及び登記されている船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械で、保険に附したもの
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 市長が確実と認める保証人の保証

2 担保提供が不要な場合

- ① 猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3月以内である場合
- ③ 担保を提供できない特別の事情がある場合

提出された書類の審査について

市では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

1 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、市から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

2 申請内容の審査

市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

猶予が許可された場合について

猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可通知書」又は「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、市での審査の結果により、申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合又は申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

不許可となる場合について

次のいずれかに該当するときは、猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき
- ② 申請者について強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税等の滞納処分を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき

猶予期間の延長について

猶予期間内に猶予に係る市税等を納付することができない場合であって、その納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認められるときは、猶予期間の延長申請を行うことができます。

猶予を延長できる期間は、既に猶予している期間と合わせて2年を超えない期間となります。

猶予期間の延長を申請する場合は、「徴収猶予期間延長申請書」又は「換価の猶予期間延長申請書」に次の書類を添付して市に提出してください。

1 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合

- ① 「財産収支状況書」

2 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合

- ① 「財産目録」
- ② 「収支の明細書」

猶予の取消し又は猶予期間の短縮について

猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

なお、猶予の取消しを受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「不許可となる場合について」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている市税等を「徴収猶予許可通知書」又は「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき
- ③ 市長が行った担保の変更等の求めに応じないとき
- ④ 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

お問い合わせ

那須塩原市総務部収税課徴収担当

（那須塩原市役所本庁舎2階4番窓口）

郵便番号：325-8501

住所：栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話番号：0287-62-7190

F A X：0287-62-7221

開庁時間：平日（土日祝日を除く）

午前9時00分から午後4時00分まで

※ 毎週水曜日は午後7時00分まで